モ デ ル 重 要 事 項 説 明 書

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

|  |
| --- |
| この「重要事項説明書」は、「大東市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大東市条例第14号）」の規定に基づき、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。 |

１　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供する事業者について

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名称 | （法人種別及び法人の名称） |
| 代表者氏名 | （代表者の役職名及び氏名） |
| 本社所在地（連絡先及び電話番号等） | （法人登記簿記載の所在地）（連絡先部署名）（電話・ﾌｧｯｸｽ番号） |
| 法人設立年月日 | （法人設立年月日） |

２　入所者に対してのサービス提供を実施する事業所について

⑴　事業所の所在地等

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名称 | ○○○ |
| 介護保険指定事業所番号 | （指定事業所番号） |
| 事業所所在地 | 大阪府大東市○○町一丁目１番１号 |
| 連絡先 | 電話番号：FAX番号： |

⑵　事業の目的及び運営の方針

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の目的 | （運営規程記載内容の要約） |
| 運営の方針 | （運営規程記載内容の要約） |

⑶　事業所の施設概要

|  |  |
| --- | --- |
| 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造　地上５階建 |
| 敷地面積（延べ床面積） | ○,○○○,○○㎡（○,○○○,○○㎡） |
| 開設年月日 | 平成○年○月○日 |
| 入所定員 | ●●名（うち、△△名短期入所生活介護を含む） |

＜主な設備等＞

|  |  |
| --- | --- |
| 居　室　数 | 個室●室、２人部屋●室、４人部屋●室 |
| 食堂兼娯楽室 | ●室 |
| 静養室 | ●室 |
| 医務室 | ●室 |
| 浴　　　室 | 一般浴槽、車椅子特殊浴槽、特殊機械浴槽 |
| 機能訓練室 | ●室 |
| 併設事業所 | （介護予防）短期入所生活介護（第000000000号）通所介護・予防通所事業（第00000000号）居宅介護支援事業所（第00000000号） |

⑷　サービス提供時間、利用定員

|  |  |
| --- | --- |
| 利用定員内訳 | ○名　　　１ユニット○名　　　　　２ユニット○名 |

⑸　事業所の職員体制

|  |  |
| --- | --- |
| 管理者 | （氏名） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職 | 職務内容 | 人員数 |
| 管理者 | 1. 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。
2. 従業者に、法令等において規定されている事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。
 | 常勤　〇名○○と兼務 |
| 医師 | 入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。 | 常勤　〇名 |
| 介護支援専門員 | 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。  | 常勤　○名○○と兼務 |
| 生活相談員 | 入所者の入退所、生活相談及び援助の計画立案、実施に関する業務を行います。 | 常勤　〇名 |
| 看護職員 | 医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務を行います。 | 常勤　〇名非常勤　〇名 |
| 機能訓練指導員 | 入所者の状況に適した機能訓練、手芸、貼り絵など生活リハビリを取り入れ、心理的機能、身体機能の低下を防止すうよう努めます。 | 常勤　〇名非常勤　〇名 |
| 介護職員 | 入所者に対し必要な介護および世話、支援を行います。 | 常勤　〇名非常勤　〇名○○と兼務 |
| 管理栄養士（栄養士） | 食事の献立、栄養計算等入所者に対する栄養指導等を行います。 | 常勤　〇名非常勤　〇名 |
| その他職員 | 事務等、その他業務を行います。 | 常勤　〇名非常勤　〇名 |

(メモ）〇名以上の表記も可能。

　　　　兼務の場合は「〇〇と兼務」と記載してください。

３　提供するサービスの内容及び費用について

⑴　提供するサービスの内容について

|  |  |
| --- | --- |
| サービス区分と種類 | サービスの内容 |
| 地域密着型施設サービス計画の作成 | 1　介護支援専門員が、入所者の心身の状態や、生活状況の把握（アセスメント）を行い、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目標、サービス内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画を作成します。2　作成した地域密着型施設サービス計画の内容について、入所者又はその家族に対して、説明し文書により同意を得ます。3　地域密着型施設サービス計画を作成した際には、入所者に交付します。4　計画作成後においても、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。 |
| 食　事 | 1　栄養士（管理栄養士）の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。2　可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。 |
| 入　浴 | 1　入浴又は清拭を週２回以上行います。　 入所者の体調等により、当日入浴ができなかった場合は、清拭及び入浴日の振り替えにて対応します。2　寝たきりの状態であっても、特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。 |
| 排せつ | 排せつの自立を促すため、入所者の身体能力を利用した援助を行います。 |
| 機能訓練 | 入所者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。 |
| 栄養管理 | 栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行います。 |
| 口腔衛生の管理 | 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。 |
| 健康管理 | 医師や看護職員が、健康管理を行います。 |
| その他自立への支援 | 1　寝たきり防止のため、入所者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮します。2　清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助を行います。 |

⑵　利用料金

　①　食費・居住費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入所者負担段階 | 居住費（滞在費） | 食費 | 合計 |
| 負担限度額 | 負担限度額 | 入所者負担額 |
| 第１段階 | ○○○円／日 | ○○○円／日 | ○，○○○円／日 |
| 第２段階 | ○○○円／日 | ○○○円／日 | ○，○○○円／日 |
| 第３段階 | ○，○○○円／日 | ○○○円／日 | ○，○○○円／日 |
| 第４段階 | ○，○○○円／日 | ○，○○○円／日 | ○，○○○円／日 |

　※　食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

　※　居住費については、入院又は外泊中でも料金をいただきます。ただし、入院又は外泊中のベッドを入所者の同意を得た上で、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に利用する場合は、入所者から居住費はいただきません。

②　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

　【ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分・要介護度 | 基本単位 | 利用料（円） | 入所者負担額（円） |
| 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| ユニット型 | 要介護１ | 682 | 7,283 | 729 | 1,457 | 2,185 |
| 要介護２ | 753 | 8,042 | 805 | 1,609 | 2,413 |
| 要介護３ | 828 | 8,843 | 885 | 1,769 | 2,653 |
| 要介護４ | 901 | 9,622 | 963 | 1,925 | 2,887 |
| 要介護５ | 971 | 10,370 | 1,037 | 2,074 | 3,111 |

※1　病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、上記利用料を算定せず1日あたり246単位（利用料2,627円、1割負担：263円、2割負担：526円、3割負担：789円）を算定します。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しません。

※2　入所者に対して居宅における外泊を認め、当事業所が居宅サービスを提供する場合は、１月に６日を限度として上記利用料は算定せず1日あたり560単位（利用料：5,980円、1割負担：598円、2割負担：1,196円、3割負担：1794円)を算定します。ただし、※1を算定している場合若しくは、外泊の初日及び最終日は算定しません。

※3　夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記金額の97/100となります。

※4　ユニット型においては、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置し、日中はユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していない場合は、上記金額の97/100となります。

※5　身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。

※6　事故発生の防止又はその再発防止のために、指針の整備や研修の実施などを行っていない場合は、1日につき５単位を減算します。

※7　栄養管理ついて、入所者の栄養状態の維持・改善を図り、入所者に応じた栄養管理を計画的に行っていない場合は、1日につき14単位を減算します。

※8　次いずれかに該当する入所者に対しては、介護福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)を算定します。

イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ　療養室の面積が10.65㎡以下の従来型個室を利用する者

ハ　著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

※9　高齢者虐待防止の推進のため、地域密着型サービス基準第３条の38の２に規定する措置を講じていない場合は、上記金額の99/100となります。

※10　感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、上記金額の97/100となります。

（メモ）業務継続計画の未策定における減算については、令和７年３月３１日までの間は、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には適用されません。

③　加算料金

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 加算項目 | 基本単位 | 利用料（円） | 入所者負担（円） | 算定回数等 |
| 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 日常生活継続支援加算(Ⅰ) | 36 | 384 | 39 | 77 | 116 | 1日につき |
| 日常生活継続支援加算(Ⅱ) | 46 | 491 | 50 | 99 | 148 | 1日につき |
| 看護体制加算(Ⅰ)イ | 12 | 128 | 13 | 26 | 39 | 1日につき |
| 看護体制加算(Ⅱ)イ | 23 | 245 | 25 | 49 | 74 | 1日につき |
| 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ | 41 | 437 | 44 | 88 | 132 | 1日につき |
| 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ | 13 | 138 | 14 | 28 | 42 | 1日につき |
| 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ | 46 | 491 | 50 | 99 | 148 | 1日につき |
| 夜勤職員配置加算（Ⅱ）ロ | 18 | 192 | 20 | 39 | 58 | 1日につき |
| 夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ | 56 | 598 | 60 | 120 | 180 | 1日につき |
| 夜勤職員配置加算（Ⅲ）ロ | 16 | 170 | 17 | 34 | 51 | 1日につき |
| 夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ | 61 | 651 | 66 | 131 | 196 | 1日につき |
| 夜勤職員配置加算（Ⅳ）ロ | 21 | 224 | 23 | 45 | 68 | 1日につき |
| 生活機能向上連携加算(Ⅰ) | 100 | 1,068 | 107 | 214 | 321 | １月につき（原則３月に１回を限度） |
| 生活機能向上連携加算(Ⅱ) | 200 | 2,136 | 214 | 428 | 641 | １月につき(個別機能訓練加算算定の場合は（Ⅰ）ではなく（Ⅱ）を算定。 |
| 100 | 1,068 | 107 | 214 | 321 |
| 個別機能訓練加算(Ⅰ) | 12 | 13 | 26 | 39 | 13 | 1日につき |
| 個別機能訓練加算(Ⅱ) | 20 | 22 | 43 | 64 | 22 | 1月につき |
| 個別機能訓練加算(Ⅲ) | 20 | 22 | 43 | 64 | 22 | 1月につき |
| ＡＤＬ維持等加算(Ⅰ) | 30 | 320 | 32 | 64 | 96 | 1月につき |
| ＡＤＬ維持等加算(Ⅱ) | 60 | 640 | 64 | 128 | 192 | 1月につき |
| 若年性認知症入所者受入加算 | 120 | 1,281 | 129 | 257 | 385 | 1日につき |
| 専従の常勤医師配置に係る加算 | 25 | 267 | 27 | 54 | 81 | 1日につき |
| 精神科を担当する医師に係る加算 | 5 | 53 | 6 | 11 | 16 | 1日につき |
| 障害者生活支援体制加算(Ⅰ) | 26 | 277 | 28 | 56 | 84 | 1日につき |
| 障害者生活支援体制加算(Ⅱ) | 41 | 437 | 44 | 88 | 132 | 1日につき |
| 初期加算 | 30 | 320 | 32 | 64 | 96 | 1日につき(入所した日から30日以内) |
| 再入所時栄養連携加算 | 200 | 2,136 | 214 | 428 | 641 | 1回につき |
| 退所前訪問相談援助加算 | 460 | 4,912 | 492 | 983 | 1,474 | 1回につき |
| 退所後訪問相談援助加算 | 460 | 4,912 | 492 | 983 | 1,474 | 1回につき |
| 退所時相談援助加算 | 400 | 4,272 | 428 | 855 | 1,282 | 1回につき |
| 退所前連携加算 | 500 | 5,340 | 534 | 1,068 | 1,602 | 1回につき |
| 栄養マネジメント強化加算 | 11 | 117 | 12 | 24 | 36 | 1日につき |
| 経口移行加算 | 28 | 299 | 30 | 60 | 90 | 1日につき |
| 経口維持加算(Ⅰ) | 400 | 4,272 | 428 | 855 | 1,282 | 1月につき |
| 経口維持加算(Ⅱ) | 100 | 1,068 | 107 | 214 | 321 | 1月につき |
| 口腔衛生管理加算(Ⅰ) | 90 | 961 | 97 | 193 | 289 | 1月につき |
| 口腔衛生管理加算(Ⅱ) | 110 | 1,174 | 118 | 235 | 353 | 1月につき |
| 療養食加算 | 6 | 64 | 7 | 13 | 20 | 1回につき(１日につき３回を限度) |
| 配置医師緊急時対応加算 | 325 | 3,471 | 348 | 695 | 1,042 | 1回につき(勤務時間外の場合) |
| 650 | 6,942 | 695 | 1,389 | 2,083 | 1回につき(早朝・夜間の場合) |
| 1300 | 13,884 | 1,389 | 2,777 | 4,166 | 1回につき(深夜の場合) |
| 看取り介護加算(Ⅰ) | 72 | 768 | 77 | 154 | 231 | 死亡日以前31日以上45日以下 |
| 144 | 1,537 | 154 | 308 | 462 | 死亡日以前４日以上30日以下 |
| 680 | 7,262 | 727 | 1,453 | 2,179 | 死亡日の前日及び前々日 |
| 1,280 | 13,670 | 1,367 | 2,734 | 4,101 | 死亡日 |
| 看取り介護加算(Ⅱ) | 72 | 768 | 77 | 154 | 231 | 死亡日以前31日以上45日以下 |
| 144 | 1,537 | 154 | 308 | 462 | 死亡日以前４日以上30日以下 |
| 780 | 8,330 | 833 | 1,666 | 2,499 | 死亡日の前日及び前々日 |
| 1,580 | 16,874 | 1,688 | 3,375 | 5,063 | 死亡日 |
| 在宅復帰支援機能加算 | 10 | 106 | 11 | 22 | 32 | 1月につき |
| 在宅・入所相互利用加算 | 40 | 427 | 43 | 86 | 129 | 1日につき |
| 認知症専門ケア加算(Ⅰ) | 3 | 32 | 4 | 7 | 10 | 1日につき |
| 認知症専門ケア加算(Ⅱ) | 4 | 42 | 5 | 9 | 13 | 1日につき |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 200 | 2,136 | 214 | 428 | 641 | 1日につき(7日間を限度) |
| 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) | 3 | 32 | 4 | 7 | 10 | 1月につき |
| 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) | 13 | 138 | 14 | 28 | 42 | 1月につき |
| 排せつ支援加算（Ⅰ） | 10 | 106 | 11 | 22 | 32 | 1月につき |
| 排せつ支援加算（Ⅱ） | 15 | 160 | 16 | 32 | 48 | 1月につき |
| 排せつ支援加算（Ⅲ） | 20 | 213 | 22 | 43 | 64 | 1月につき |
| 自立支援促進加算 | 280 | 2,990 | 299 | 598 | 897 | 1月につき |
| 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) | 40 | 427 | 43 | 86 | 129 | 1月につき |
| 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) | 50 | 534 | 54 | 107 | 161 | 1月につき |
| 安全対策体制加算 | 20 | 213 | 22 | 43 | 64 | 入所初日のみ |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 22 | 234 | 24 | 47 | 71 | 1日につき |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | 18 | 192 | 20 | 39 | 58 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | 6 | 64 | 7 | 13 | 20 |
| 特別通院送迎加算 | 594 | 6,343 | 635 | 1,269 | 1,903 | 1月につき |
| 協力医療機関連携加算(Ⅰ) | 50 | 534 | 54 | 107 | 161 | 1月につき |
| 協力医療機関連携加算(Ⅱ) | 5 | 53 | 6 | 11 | 16 | 1月につき |
| 退所時情報提供加算 | 250 | 2,670 | 267 | 534 | 801 | 行った場合 |
| 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） | 10 | 106 | 11 | 22 | 32 | 1月につき |
| 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） | 5 | 53 | 6 | 11 | 16 | 1月につき |
| 新興感染症等施設療養費 | 240 | 2,563 | 257 | 513 | 769 | 1回につき(１月に１回、連続する５日を限度) |
| 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) | 150 | 1,602 | 161 | 321 | 481 | 1月につき |
| 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) | 120 | 1,281 | 129 | 257 | 385 | 1月につき |
| 退所時栄養情報連携加算 | 70 | 747 | 75 | 150 | 225 | 1回につき(１月につき１回を限度) |
| 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) | 100 | 1,068 | 107 | 214 | 321 | 1月につき |
| 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) | 10 | 106 | 11 | 22 | 32 | 1月につき |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ１～14）【※各事業所で該当区分を記載してください】 | 所定単位数の〇/1000 | 左記の単位数×地域区分 | 左記の1割 | 左記の2割 | 左記の3割 | 基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数（所定単位数）※介護職員等処遇改善加算を除く。 |

（メモ）介護職員等処遇改善加算については、各事業所でⅠ～Ⅴ（１～14）の加算区分を記入してくだ

さい。また、所定単位数の○に該当の数字を埋めてください。

なお、Ⅴ（１～14）は、令和６年度末までの加算となります。

※　日常生活継続支援加算は、居宅での生活が困難であり、当施設への入所の必要性が高いと認められる重度の要介護状態の者や認知症である者等を積極的に受け入れるとともに、介護福祉士資格を持つ職員を手厚く配置し、質の高い地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した場合に算定します。

* 看護体制加算は、看護職員の体制について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※　夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※　生活機能向上連携加算(Ⅰ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当施設の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は３月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当施設を訪問し、当施設の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は３月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

※　個別機能訓練加算(Ⅰ)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。

個別機能訓練加算(Ⅱ)は、個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定し、個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定します。

個別機能訓練加算(Ⅲ)は、個別機能訓練加算(Ⅱ)、口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定し、理学療法士等の関係職種で情報等を共有している場合に算定します。

※　ＡＤＬ等維持加算は、一定期間に、入所者のADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。

※　若年性認知症入所者受入加算は、若年性認知症（40歳から64歳まで）の入所者を対象に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合に算定します。

※　専従の常勤医師の配置に係る加算は、常勤の医師を1名以上配置している場合に算定します。

※　精神科を担当する医師に係る加算は、認知症の入所者が全入所者の３分の１以上を占め、精神科を担当する医師により定期的な療養指導が月に２回以上行われている場合、算定します。

※　障害者生活支援体制加算は、視覚障害者等である入所者の数が15以上であって、障害者生活支援員として専従する常勤の職員を必要数配置している場合に算定します。

* 初期加算は、当施設に入所した日から30日以内の期間について算定します。

※　再入所時栄養連携加算は、当施設に入所していた者が退所し病院又は診療所に入院後、再度当施設に入所する際、厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする場合に、当施設の管理栄養士が入院先の病院等の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合に算定します。

※　退所前訪問相談援助加算は、入所期間が１月を超えると見込まれる入所者の退所に先だって、介護支援専門員、生活相談員等が、入所者が退所後生活する居宅を訪問し、入所者及び家族に対して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合に算定します。

※　退所後訪問相談援助加算は、退所後30日以内に入所者の居宅を訪問し、入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に算定します。

※　退所時相談援助加算は、入所期間が１月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合、退所時に入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス等について相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所から２週間以内に退所後の居住地の市町村及び老人介護支援センターに対して入所者の介護状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供した場合に算定します。

※　退所前連携加算は、入所期間が１月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合に、退所に先立ち入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、入所者の介護状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供し、居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合、算定します。

※　栄養マネジメント強化加算は、低栄養状態又はそのおそれのある入所者に対して、他職種共同で栄養ケア計画を作成し、これに基づく栄養管理を行うとともに、その他の入所者に対しても食事の観察を行い、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に、算定します。

※　経口移行加算は、医師の指示に基づき他職種共同にて、現在経管による食事摂取をしている入所者ごとに経口移行計画を作成し、それに基づき管理栄養士等による支援が行われた場合、算定します。

※　経口維持加算は、現在食事を経口摂取しているが摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき他職種共同にて食事観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し、それに基づき、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行っている場合に算定します。

※　口腔衛生管理加算は、歯科衛生士が入所者に対し、口腔衛生等の管理を月２回以上行い、当該入所者に係る口腔衛生等の管理の具体的な技術的助言及び指導等を介護職員に行っている場合に、算定します。

※　療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。

※　配置医師緊急時対応加算は、当施設の配置医師が求めに応じ早朝、夜間又は深夜に当施設を訪問して入所者に対して診療を行った場合、その時間帯に応じて算定します。

※　看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、入所者又は家族の同意のもと、入所者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。

※　在宅復帰支援機能加算は、入所者の家族と連絡調整を行い、入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っている場合に算定します。

※　在宅・入所相互利用加算は、可能な限り在宅生活を継続できるよう複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間を定めて当施設の居室を計画的に利用する場合に、該当の入所者に対して算定します。

※　認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の入所者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

※　認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に施設サービスを利用することが適当であると判断した入所者に対し、サービスを提供した場合に算定します。

※　褥瘡マネジメント加算は、入所者ごとに褥瘡の発生とリスクを評価し、多職種共同にて褥瘡ケア計画を作成し、計画に基づく褥瘡管理を行うとともに、そのケアの内容や状態を記録している場合に算定します。

※　排せつ支援加算は、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について、多職種共同にて、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づく支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合に算定します。

※　自立支援促進加算は、医師が入所者ごとに自立支援に係る医学的評価を行い、自立支援の促進が必要であると判断された入所者ごとに多職種共同で支援計画を作成し、これに基づくケアを実施した場合に算定します。

※　科学的介護推進体制加算は、入所者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。

※　安全対策体制加算は、事故発生又はその再発防止のために必要な措置を講じるとともに、安全対策の担当者が必要な外部研修を受講し、施設内に安全管理部門を設置するなど組織的な安全対策体制が整備されている場合に算定します。

※　サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た施設が、入所者に対して施設サービスを行った場合に算定します。

※　特別通院送迎加算は、透析を要する入所者で、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して１月に１２回以上、通院のため送迎を行った場合に算定します。

※　協力医療機関連携加算は、協力医療機関との間で、入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定します。協力医療機関が指定地域密着型サービス基準に規定する要件を満たしている場合は(Ⅰ)、満たしていない場合は(Ⅱ)を算定します。（Ⅰ）については令和７年３月３１日までは100単位を算定します。

※　退所時情報提供加算は、入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、医療機関に対して入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で入所者の紹介を行った場合に算定します。

※　高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た施設が、入所者に対して施設サービスを行った場合に算定します。

高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)は、加算に係る届出を行った医療機関から３年に１回以上、感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けている場合に算定します。

※　新興感染症等施設療養費は、入所者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染対策を行った上で入所者に対して施設サービスを行った場合に算定します。

※　認知症チームケア推進加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た施設が、厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを提供した場合に算定します。

※　退所時栄養情報連携加算は、厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が居宅に退所する際に、病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院等又は他の介護保険施設に入院又は入所する場合は医療機関等に対して、管理栄養士が栄養管理に関する情報を提供した場合に算定します。

※　生産性向上推進体制加算は、見守り機器等のテクノロジーを導入し、業務改善を継続的に行っている場合に算定します。

* + 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
	+ 地域区分別の単価(3級地10.68円)を含んでいます。

※　(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、｢領収書｣を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（入所者負担額を除く）申請を行ってください。

（メモ）前記のうち、サービス内容に相違がないように該当するサービス及び加算を記載するようにしてください。

⑶　その他の料金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | 内容 | 利用料金 |
| １ | 教養娯楽費 | レクリエーション、クラブ活動参加費としての材料費等 | 実費相当額 |
| ２ | 理美容代 | 理容・美容サービス料 | 実費相当額 |
| ３ | 日常生活品代 | 日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で、入所者に負担していただくことが適当であるものに係る費用 | 実費相当額 |
| ４ | 電気使用料 | 持ち込み電機機器を使用される場合の電気使用料 | ○機種まで○○円／月（税込） |
| ５ | 通信費 | ＦＡＸ送信料 | １回○○円（税込） |
| ６ | コピー代 | 書類等の複写料 | １枚○○円（税込） |
| ～ | ～ | ～ | ～ |
| 10 | 金銭管理費 | 貴重品等を預かり、管理します。 | ○○円／月（税込） |

※金銭管理費について

　入所者の希望により、貴重品の管理等を行います。

　・管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預貯金

　・お預かりできるもの：現金、預貯金通帳と印鑑、年金証書、健康保険証等

　・出納方法：預貯金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、届出書を保管管理者へ提出していただきます。

保管管理者は出入の都度、出入金記録を作成しその写しを入所者へ交付します。

　・保管管理者：施設長、事務長、生活相談員

(メモ)日常生活費の取扱については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱についてＨ12.3.30付け老企画第54号」を参照した上で、運営規程にてその定めを行ってください。

４　利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

|  |  |
| --- | --- |
| ⑴　利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等 | 1. 利用料入所者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。
2. 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月〇日までに入所者あてにお届け（郵送）します。
 |
| ⑵　利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等 | 1. サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の入所者控えと内容を照合のうえ、請求月の△日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(ア)事業者指定口座への振り込み(イ)入所者指定口座からの自動振替(ウ)現金支払い1. 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管してください。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）
 |

※　利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から２月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

（メモ）②のアに記載する支払い方法はあくまで例示ですが、入所者の利便性に配慮し、支払い方法の選択が可能なよう、複数の支払方法を採用するようにしてください。

５　入退所等に当たっての留意事項

　⑴　入所対象者は、原則要介護度３以上の方が対象となります。

　⑵　入所時に要介護認定を受けている方であっても、入所後に要介護認定者でなくなった場合は、退所していただくことになります。

　⑶　〇〇〇〇〇

　⑷　退所に際しては、入所者及びその家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保険医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

６　衛生管理等について

　⑴　入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

　⑵　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

⑶　事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

　①　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

　　②　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

　　③　従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。

　　④　①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

７　業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

８　緊急時等における対応方法

　事業所において、サービス提供を行っている際に入所者の病状の急変が生じた場合は、速やかに管理医師及びあらかじめ定めている協力医療機関へ連絡及び必要な措置を講じます。

　入所中、医療を必要とする場合は、入所者及びその家族の希望により下記の協力医療機関　において、診察・入院・治療等を受けることができます。ただし、下記の医療機関で優先的に治療等が受けられるものではありません。また、当該医療機関での治療等を義務付けるものでもありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 【協力医療機関】（医療機関名） | 医療機関名所　在　地電話番号FAX番号受付時間診　療　科 |
| 【協力歯科医療機関】（歯科医療機関名） | 医療機関名所　在　地電話番号FAX番号受付時間診　療　科 |

９　事故発生時の対応方法について

　⑴　事故が発生した場合の対応について、⑵に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。

　⑵　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。

　⑶　事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。

　⑷　上記⑴～⑶の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。

　⑸　事業所は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

　⑹　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。

　⑺　事業所は、入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 【市町村（保険者）の窓口】大東市役所　保健医療部　　高齢介護室介護保険グループ | 所 在 地　大東市谷川１丁目１番１号電話番号　072-870-0475 (直通)ﾌｧｯｸｽ番号 072-872-8080 (直通)受付時間　9：00～17：30(土日祝は休み) |
| 【家族等緊急連絡先】 | 氏名　　　　　　　　　　　　　　続柄（　　　）住所電話番号携帯番号勤務先 |

なお、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 損害賠償責任保険 | 保険会社名 |  |
| 保険名 |  |
| 補償の概要 |  |
| 自動車保険 | 保険会社名 |  |
| 保険名 |  |
| 補償の概要 |  |

10　非常災害対策

　⑴　当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（　　　　　　　　　　　　）

⑵　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

　⑶　定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を行います。

避難訓練実施時期：（毎年２回　　　月・　　　月）

⑷　⑶の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

11　サービス提供に関する相談、苦情について

1. 苦情処理の体制及び手順
	1. 提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等に係る入所者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

* 1. 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
		+

指定申請時に提出された「入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき記載してください。

* + -
1. 苦情申立の窓口

|  |  |
| --- | --- |
| 【事業者の窓口】（事業者の担当部署・窓口の名称） | 所 在 地電話番号ﾌｧｯｸｽ番号受付時間 |
| 【事業者の窓口】（第三者委員） | 所 在 地電話番号ﾌｧｯｸｽ番号受付時間 |
| 【市町村（保険者）の窓口】大東市役所　保健医療部高齢介護室介護保険グループ | 所 在 地　大東市谷川１丁目１番１号電話番号　072-870-0475（直通)ﾌｧｯｸｽ番号 072-872-8080 (直通)受付時間　9：00～17：30(土日祝は休み) |
| 【公的団体の窓口】大阪府国民健康保険団体連合会 | 所 在 地　大阪市中央区常盤町1丁目３－８電話番号　06-6949-5418受付時間　9:00～17:00（土日祝は休み） |

(メモ)入所者が大東市以外の被保険者の場合、当該保険者の窓口を記載してください。

12　秘密の保持と個人情報の保護について

|  |  |
| --- | --- |
| ⑴　入所者及びその家族に関する秘密の保持について | ①　事業者は、入所者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。②　事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た入所者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③　また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④　事業者は、従業者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 |
| ⑵　個人情報の保護について | ①　事業者は、入所者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入所者の個人情報を用いません。また、入所者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入所者の家族の個人情報を用いません。②　事業者は、入所者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。③　事業者が管理する情報については、入所者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は入所者の負担となります。) |

13　虐待の防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する担当者を選定しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 虐待防止に関する担当者 | (職・氏名を記載する) |

1. 成年後見制度の利用を支援します。
2. 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
3. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
4. 虐待防止のための指針の整備をしています。
5. 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
6. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14　身体的拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録し５年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

1. 緊急性･･････直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
2. 非代替性････身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
3. 一時性･･････利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15　地域との連携について

⑴　運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図ります。

⑵　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね２月に１回以上運営推進会議を開催します。

⑶　運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

16　サービス提供の記録

⑴　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から５年間保存します。

⑵　入所者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写物の請求を行う場合は、有料です。）

⑶　入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

17　サービスの第三者評価の実施状況について

　当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

|  |  |
| --- | --- |
| 【実施の有無】 |  |
| 【実施した直近の年月日】 |  |
| 【第三者評価機関名】 |  |
| 【評価結果の開示状況】 |  |

18　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見積もりについて

* このサービス内容の見積もりは、あなたの地域密着型施設サービス計画書に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

⑴　利用料、入所者負担額の目安

（介護保険を適用する場合）

|  |  |
| --- | --- |
| 居住費（滞在費）・食費 | 円 |
|  | 利用料 | 入所者負担額 |
| 基本料金 | 円 | 円 |
| 加算料金 | 日常生活継続支援加算 | 円 | 円 |
| 看護体制加算 | 円 | 円 |
| 夜勤職員配置加算 | 円 | 円 |
| 個別機能訓練加算 | 円 | 円 |
| 療養食加算 | 円 | 円 |
| 褥瘡マネジメント加算 | 円 | 円 |
| 〇〇加算 | 円 | 円 |
| 〇〇加算 | 円 | 円 |
| １月当たりの利用料、入所者負担額（合計額） | 円 | 円 |

（その他の料金）

|  |  |
| --- | --- |
| 〇〇〇〇 | 円 |
| 〇〇〇〇 | 円 |

⑵　１月当たりのお支払い額（利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

|  |  |
| --- | --- |
| お支払い額の目安 | （目安金額の記載）円 |

* + ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
	+ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

19　重要事項説明の年月日

|  |  |
| --- | --- |
| この重要事項説明書の説明年月日 | 年　　　月　　　日 |

上記内容について、「大東市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大東市条例第14号）」の規定に基づき、入所者に説明を行いました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業者 | 所在地 |  |
| 法人名 |  |
| 代表者名 | 印 |
| 事業所名 |  |
| 説明者氏名 | 印 |

　事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入所者 | 住　所 |  |
| 氏　名 | 印 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 代理人 | 住　所 |  |
| 氏　名 | 印 |

（メモ）

この重要事項説明書の内容説明に基づき、この後、契約を締結する場合には入所者及び事業者の双方が、事前に契約内容の確認を行った旨を文書で確認するため、入所者及び事業者の双方が署名を行います（必要であれば押印）。

サービス提供を行うに際しては、介護保険の給付を受ける入所者本人の意思に基づくものでなければならないことはいうまでもありません。

したがって、重要事項の説明を受けること及びその内容に同意し、かつサービス提供契約を締結することは、入所者本人が行うことが原則です。

しかしながら、本人の意思に基づくものであることが前提であるが、入所者が契約によって生じる権利義務の履行を行い得る能力（行為能力）が十分でない場合は、代理人（法定代理人・任意代理人）を選任し、これを行うことができます。

なお、任意代理人については、本人の意思や立場を理解しうる立場の者（たとえば同居親族や近縁の親族など）であることが望ましいものと考えます。

なお手指の障害などで、単に文字が書けないなどといった場合は、入所者氏名欄の欄外に、署名を代行した旨、署名した者の続柄、氏名を付記することで差し支えないものと考えます。

（例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入所者 | 住　所 | 大阪府○○市△△町１丁目１番１号 |
| 氏　名 | 大　東　　太　郎　印 |

　　　　　　　　　　　　上記署名は、谷川　花子（子）が代行しました。